

会 議 録 要 旨

会議名	第2回 大垣市障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会
場 所	大垣市役所 3階 合同委員会室
日 時	平成21年2月24日（火） 15:00～16:00
出席者	委員17人：黒川委員、長澤委員、小林 晃委員、大角委員、高橋委員、小林 良子委員、小倉 豊子委員、馬久地委員、橋川委員、伊藤 恵委員、浅野委員、菅沼委員、林委員、伊藤 光彦委員、金森委員、安達委員、津坂委員、森委員、田上委員代理、関野委員、小倉 裕久委員、神谷委員、成瀬委員 （欠席者 谷口委員、山岡委員、梶山委員） 事務局：広瀬福祉部長、（社会福祉課）後藤課長、平野係長、篠田係長、浅野
委員長	（あいさつ）
部長	（あいさつ）
委員長	（出席状況確認）
	（傍聴者入場）（2名）
事務局	それでは、議事 第2期大垣市障害福祉計画の策定について、事務局より、一括して、説明願います。 （議題（1）について説明） また、事前に委員の方からいただいております、ご質問・ご意見について、説明をさせていただきます。 まず、ご意見としまして、コミュニケーション支援事業の技術を身につけるための人材養成の講座をもっと増やしてほしい。要訳筆記や音訳の養成を、毎年実施してほしいというご意見をいただいております。これにつきましては、募集の周知を図っておりますが、音訳及び要訳筆記の講座については、応募者が少ないのが現状です。市民の方に、支援の必要性の理解を深めていただけるように、機にに応じて、周知に努めてまいりたいと存じます。 また、障がい者手帳を所持された人につきまして、障がい者が治癒した場合などの後にも、手帳所持の調査がありますかといった、ご質問をいただいております。特にそういった調査はございません。また、治癒などにより、障がい者手帳を返還された場合には、手帳所持者とはなりません。 市政の計画には予算が必要となるが、今回の計画には予算書が添付されていないというご意見でございますが、本計画は、障害者自立支援法に定めるサービ

スについて、基本的な方向性を示すものであります。各サービス等の予算につきましては、状況に応じて、市議会の議決を経て決定されるものでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

ご意見として、柿の木荘の新通所施設の内容を説明してくださいということでございますが、予定では、増築する施設は、新たに重度知的障がい者の通所30人を順次受け入れ、日中活動の場として活用していただくということでございます。

指定管理者制度の公募から、福祉施設を除いてほしいというご意見でございますが、指定管理者の選定は、市で設置する選定委員会において、決定されます。それぞれ、施設の状況について、説明に努めたいと考えております。

それから、日常生活用具の見直しを実施したときには、関係団体への周知を図ってほしいということです、何らかの方法にて、お知らせするように努めたいと存じます。

日常生活用具の対象となっていない用具について、生活に有効と考えられるものを給付対象としてもらえるよう、検討する機会を設けてほしいということです、団体等からのご要望に応じて、随時検討をさせていただくということです。

また、ガイドヘルパーの質の向上のため、ヘルパーの研修会をお願いしたいというご意見でございます。これにつきましては、ガイドヘルパーのスキルアップ事業は、県にて実施しております。年1回、希望者に実施していると伺っております。社協等事業所への周知に努めてまいりたいと存じます。

東京の方で、携帯電話のテレビカメラの機能を使い、他者からの誘導歩行の実験をしていますが、通話料金の補助など検討をお願いしたいというご意見でございます。視覚障がい又は聴覚障がいをお持ちの方にとっての、携帯電話の有効性につきましては、現在様々な機能の研究が進められております。その動向を見守りまして、最も有効かつ効率的な機能の普及についての支援を検討してまいりたいと存じます。

それから、介護職員の人材確保についても計画を教えてほしい、給与の保障などが心配ですというご質問ですが、障害福祉サービスに従事されている方の給与は、主にサービス利用に係る、国で定めております報酬等によって影響されるものと考えております。この度、平成21年4月から、報酬の平均5.1%のアップが予定されているところでございます。

それから、全体的に大垣らしさを感じられない、大垣市は「子育て日本一」を掲げ、施策を推進されています、計画に施策を反映してほしいというご意見でございますが、本市においては、平成19年度に大垣市障害者自立支援協議会を設置し、地域における課題を現在検討しております。そういった課題の対応について、引き続き同協議会にて、協議をおこなっていく予定であり、実施可能なもの

	につきましては、随時実施してまいりたいと考えております。ご理解いただきたいと存じます。 以上、委員さんからのご質問と合わせ、計画書の説明をさせていただきました。ご審議いただきますよう、よろしくお願いしたいと存じます。
委員長	ありがとうございました。只今の事務局の方から、大垣市障害福祉計画の概要につきまして、説明いただくと同時に、事前に委員の皆様方からいただいております要望あるいはご質問、ご意見等説明いただいたわけですが、説明あるいは計画案につきましてご質問等ございましたら、お願いしたいと存じます。特に、事前にご意見お寄せいただきましたけれども、それにつきまして、いかがでございましょうか。この点、もう少し十分見込んでいただきたいとか、あるいはもう少し検討いただきたいとかいかがでございましょうか。
長澤委員	基本的なことですけど、障害福祉計画のなかで、障がいの「がい」の字が、漢字とひらがなで使い分けてあるんですね。これは、厚生労働省の方から何らかの通知とか、あるいは行政の方で漢字の「害」はやめて、ひらがなの「がい」にするというようなことがあるんでしょうか。
事務局	障がいの「がい」につきましては、平成20年度から、岐阜県及び大垣市等の行政では、法律などで規定されている用語以外については、障がいの「がい」の字は、ひらがなで表記するよう、改めたところでございます。
委員長	よろしいでしょうか。ほかに、いかがでございましょうか。
橋川委員	資料（計画書）の21ページですが、指定相談支援がありますね。地域生活支援事業の相談支援との違いはどうなっていますでしょうか。
事務局	指定相談支援では、サービスの調整できない人に限られますが、サービス利用計画の作成に対して、事業所への報酬が発生します。もう一つの方は、市町村が実施する相談支援で、相談に対する援助などですが、報酬は発生しません。
橋川委員	そうしますと、指定相談支援の方は、ケアマネジメントといいますか、支援のスケジュールを立てて（調整などを）やるということですね。
事務局	そうです。
委員長	よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。なかなか分かりにくいことと思いますので、質問等で結構でございますので、いかがでしょうか。 それでは、私の方で差し出がましいようですけれども、全体の構成につきまして、取りまとめを試みさせていただきたいと思います。辛抱して、お聞きいただきたいと思います。まず、第1章につきましては、全体的にどのような考え方を基に計画を作成しようとしているのかということにつきまして、基本的な理念などの考え方を中心に述べた箇所であると理解しております。これに基づきまし

	て、第2章では、計画の数値目標を立てておりますけど、そのベースになっておりますのは、先ほどもご説明いただきましたように、9ページにございますけれども、平成20年度の上半期の実績をベースにして平成20年度の見込量を算出するという箇所でございます。このあたりにつきましても、実績がこれだけであるならば、年間の合計をもう少し高めに設定してもいいんじゃないかと、こういうようなご意見もあろうかと思えます。このあたり、少し注目していただければと思います。そして、2章で数値目標を設定したうえで、3章と4章においては、具体的に3章で障害福祉サービスの具体的な見込みについて述べてありますし、また、4章では地域生活支援事業の具体的な見込みを示してあろうかと思えます。そして、第5章につきましては、このような数値目標、あるいは3章、4章で示されました障害福祉サービス並びに地域生活支援事業のそれぞれにつきまして、単なる絵に描いた餅であってははいけませんので、こういったサービスの質と量を確保するためには、一体どのような方策を講じていったらよいのであろうかと、ということについて述べてあるのではないかと、こういう風に考えますけれども、間違いございませんでしょうか。
事務局	おっしゃる通りでございます。委員長様が提示されましたように、ベースは、手帳の交付者の推移や移行、もう一つは20年度の前半部分を踏まえて年間の見込量、あとは3章、4章で見込量を立てているということで、この計画づくりはされております。
委員長	ご質問、ご意見等、いかがでしょうか。
関野委員	6ページに療育手帳の状況があるのですけれども、18歳未満については微増という書き方がしてあって、この微増の内容については、子ども相談センターの方で判定させてもらっているのですけれども、発達障がいのお子様のなかでIQが85までの方で、日常生活困難度が高い方についても、療育手帳を交付することになっているのですけれども、単純に微増ということで判断されるには、発達障がいの子の対応については、かなり家庭とか周りの理解とか子どもが小さいうちに対応していかなければいけないことが大きいものがあるのですけれども、それに対応するものが18ページの児童デイサービスでの対応ということですか。質問も含めてですが、そういう風にみると、20年度と21年度以降の見込みについては、少し低いような気がします。
委員長	ありがとうございました。その点については、いかがでございますか。
事務局	今おっしゃられましたように、見直しされる障害者自立支援法のなかには、発達障がいの方につきまして、明確に障害者自立支援法の対象とされていくという方向づけが示されておりますので、ご指摘のような方向性が強くなっていくと思われまますので、障害者自立支援法の改正法案が通ったあとに、また国の方針に基づきまして、随時市町村も見直しをとということも言われておりますので、今のご指摘のように、国の方針を踏まえまして、柔軟に対応してまいりたいと存じます。
委員長	よろしゅうございますか。ほかにいかがでございますか。

小林良子 委員	障がい者手帳のことで、お尋ねしたいのですが、今、胃瘻（いろう）というのがたくさんございますね。そしゃくができなくて、嚥下（えんげ）不能で、胃瘻の患者さんは多いのですけれども、胃瘻の方は障がい者になるのでしょうか。胃瘻になると、食事ができませんので介護が必ずいるのですが。
委員長	事務局の方で、答えられる範囲内で答えてもらえますか。
事務局	65歳以上の方でしたら、介護保険の方の要介護度の認定がございますので、介護保険のサービスをご利用してみえる方が多いのが現状でございます。また、そしゃく機能の障がいですと、障がい者の認定を受けられる場合がございます。
委員長	よろしいでしょうか。ただいまの件につきましては、事務局に確認していただいて、改めてご返答をお願い申し上げたいと思います。ほかにいかがでございますでしょうか。
大角委員	14ページのところで、重度障害者等包括支援が0（ゼロ）になっていますね。全盲の方というのは、この重度障害者ということになるのでしょうか。
事務局	視覚障がいということだけでは、この重度障害者等包括支援の対象にはなりませんで、完全に寝たきりのご状態の方のサービスでございます。
大角委員	そうなりますと、全然目が見えない方の包括支援ということについては、本人が出歩かれる場合など、一人では非常に危ないわけですね。こういう方の介護といたしますか、一緒に出て介助いただけるといったようなサービスというものは、事前に連絡があればいいですが、いつ出ていくか分からないというようなことでは、地域で守っていくということも難しいし、こういうようなサービスというものは、何か市の方でできないでしょうか。
事務局	今おっしゃられました、視覚障がいの方のサービスでございますが、例えば移動支援とかございますので、まずはご相談いただいて、適切なマネジメントのもと、サービスを提供させていただければと思います。
委員長	よろしゅうございますか。はい。
浅野委員	今のご要望に関連するのですが、視覚障がい者が外出する場合に、ガイドヘルパーをお願いするのですが、ガイドヘルパーの方によっては、例えば歩行する際はサポートしますが、食事の際に食べに入ったときにソースをかけたりといったことは、サポートの対象じゃないからできませんと言われる方もあるのです。そういう場合は、どのように考えたらいいいのかなと、会でも問題になるのですが。
委員長	ありがとうございました。事務局の方、よろしいですか。
事務局	市の方で指導権限があるかどうかは別としまして、今おっしゃられたようなことは、日常生活の上で必要なことだと思いますので、そういった規定はないと思います。

委員長	ヘルパーさんによっては、対応に差があるといったようなお話でありましたけれど、おそらく要望のなかでございましたけれど、人材育成というところで大きな差がないようにしていくことが重要ではないかと、私個人は思いますので、計画書のなかに具体的に、良好なサービスを提供するような人材育成を表現するような形にしてはどうかと思います。それから、先ほど大角委員のご指摘されたことですが、市の方で対応できる体制はあるようでございます。で、問題はその先のお話でございますが、それがどのような情報として開示されているか、ということも考えていかなければならないかと思えます。ですから、そういった点も情報を周知徹底するということも計画書のなかに書かれておりますけれども、これをもう少し強調といいますか、そういう形に計画書のなかに反映させていただければいいのではないかなと思えました。いかがでしょうか。（各委員の了承）ほかにはいかがでしょうか。 （各委員に挙手等なし）
委員長	それでは、今日いただきましたご意見、ご要望といったものを踏まえ、事務局の方で検討していただいた上で、後日改めてご審議いただくというふうで、進めさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。
事務局	今委員長様がおっしゃいましたように、事務局の方にご意見などいただければと思いますけれども、委員の先生方からいただきましたご意見をもとに、委員長様とご相談させていただきまして、計画の方を策定してまいりたいというふうに考えておりますが。
委員長	ということでございますが、よろしゅうございますか。もう一度申し上げますと、委員の皆様方から今日いただきました、またこの後でも結構でございますが、賜りましたご意見を総合いたしまして、事務局の方と委員長がそれをできるだけ反映させていくと、こういうような形で策定に取り組んでいきたいということでございます。
事務局	今年度中に、計画の策定をさせていただきまして、法律等が変わってききましたら、必要に応じて、また皆様方からご意見をいただきながら、変更していくというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
委員長	いかがでございましょうか。私と事務局の方で、ご一任ということでよろしゅうございますでしょうか。皆様からいただいたご意見、ご要望等は、責任を持って、できるだけ反映させていただきたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。（各委員異議なし）ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、予定されておりました議事の「第二期大垣市障害福祉計画の策定について」の審議を終了させていただきたいと思えます。長時間に渡りましてご審議いただき、また貴重なご意見を賜りまして、本当にありがとうございました。以上をもちまして、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。
事務局	（閉会のあいさつ）